

新生児医療を担う医師からの声明

はじめに、亡くなられた患者さんとそのご遺族に深い哀悼の意を表します。

新生児医療連絡会は総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センター等で新生児医療を担う新生児科医で構成される団体です。産婦人科とともに高次周産期医療を構築・担当しており、周産期医療の危機について警鐘を鳴らすとともに、各都道府県における周産期医療システムの構築維持に腐心してきました。そこで、福島県立大野病院医師の判決に関して以下の声明を出したいと思います。

福島県立大野病院事件で、福島地裁は全面無罪の判決を言い渡しました。

このような医学的に確実な治療法が存在していない医療行為に対して、治療結果のみから事件と判断され、産婦人科医が逮捕・起訴されたことは、わが国の周産期医療体制のみならず、医療界全体に大きな負の影響を与えました。本来起訴の対象でなかったことが判決により証明されたと考えております。

今回の地裁判決の確定により、現在の混乱状態に終止符が打たれることを強く期待するとともに、この不幸な事件を教訓として、より安全で安心な周産期医療体制が全国に整備されることを切に希望します。

平成 20 年 8 月 23 日

新生児医療連絡会

会 長 梶原真人

事務局長 杉浦正俊

役員一同